

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和8年3月3日

奈良県監査委員 芝 池 多津子
同 井 上 圭 吾
同 中 川 崇
同 伊 藤 將 也

なお、監査執行者は次のとおりです。

監 査 委 員	委 員 実 地 監 査 実 施 日
芝 池 多津子	令和7年11月13日 ～ 令和8年1月22日
井 上 圭 吾	令和7年11月13日 ～ 令和8年1月22日
中 川 崇	令和7年11月13日 ～ 令和8年1月22日
伊 藤 將 也	令和7年11月13日 ～ 令和8年1月22日

監 査 結 果 報 告 書

令和7監査年度 第2回

(令和7年12月～令和8年1月定期監査)

(令和7年11月工事監査)

(令和7年12月～令和8年1月財政的援助団体等監査)

令和8年2月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

第1 定期監査

1	監査の実施方針-----	3
2	監査等の種類、対象-----	3
3	監査対象機関-----	3
4	監査における重点事項-----	5
5	委員実地監査実施日-----	5
6	監査等の実施内容-----	5
7	監査の結果-----	6
	(1)部局別指摘事項等件数一覧-----	6
	(2)指摘事項等の内容別-----	8
	(3)所属別-----	11
	(ア) 本庁	
	福祉医療部-----	11
	県土マネジメント部-----	11
	行政委員会-----	11
	(イ) 出先機関	
	知事公室-----	11
	総務部-----	11
	地域創造部-----	12
	こども・女性局-----	15
	福祉医療部-----	16
	医療政策局-----	16
	産業部-----	16
	観光局-----	17
	食農部-----	18
	県土マネジメント部-----	19
	まちづくり推進局-----	26
	教育委員会-----	27
	警察本部-----	33
	(ウ) 監査重点事項の結果-----	34
	(エ) 監査の総括-----	34

第2 工事監査

1	監査の実施方針-----	36
2	委員実地監査実施日-----	36
3	監査対象工事-----	36
4	監査の結果-----	36

第3 財政的援助団体等監査

1	監査の実施方針-----	37
2	監査実施状況-----	37
3	監査の結果-----	37
4	監査実施団体の概要及び監査の結果-----	38

公立大学法人奈良県立医科大学-----	38
地方独立行政法人奈良県立病院機構-----	39
公立大学法人奈良県立大学-----	41
公益財団法人奈良県地域産業振興センター-----	42
公益財団法人奈良県食肉公社-----	43
公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター-----	44
奈良市場冷蔵株式会社-----	45
一般社団法人奈良県聴覚障害者協会-----	46
奈良新県営プールPFI株式会社-----	47
平城京魅力創造プロジェクト__市-----	47

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、正確性及び合規性の観点から、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査等の種類、対象

財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査対象機関

本庁及び出先機関の83所属（本庁1所属、出先機関82所属）について実地監査又は書面監査を実施した。なお、本監査結果は令和6年度の組織（令和7年度組織改正前）単位での報告とする。

所 管 部 局	実 地 監 査 (書 面 監 査)		所 管 部 局	実 地 監 査 (書 面 監 査)	
	本 庁	出先機関		本 庁	出先機関
知 事 公 室		0 (1)	まちづくり推進局		0 (1)
総 務 部		0 (4)	教 育 委 員 会		0 (30)
地 域 創 造 部		1 (5)	行 政 委 員 会	0 (1)	
こども・女性局		0 (3)	警 察 本 部		0 (10)
福 祉 医 療 部		0 (5)	合 計	0 (1)	8 (74)
医 療 政 策 局		0 (2)			
産 業 部		0 (3)			
観 光 局		0 (2)			
食 農 部		0 (6)			
県土マネジメント部		7 (2)			

注：（ ）の数字は外数

実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

書面監査 監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取し行う監査

4 監査における重点事項

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、令和7年度監査計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

「会計事務に係る進捗管理状況について」

内部統制制度については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の改正により、令和2年4月から取組が始まった。

県では、「奈良県内部統制基本方針」を定め、これに基づき内部統制の取組を進めている。定期監査の結果、指摘事項の要因として、「所属としての進捗管理の不足」などの事例が多数、散見された。

このような状況を踏まえ、所属において、会計事務の進捗管理について、実態の把握と問題点を検証し、今後の会計事務の進捗管理のあり方などの改善につなげるため、監査を実施した。

「資金前渡及び郵便切手等に係る事務処理について」

資金前渡とは、特定の経費について、一般的には債権額が確定し、債権者が未確定の場合及び債権金額、債権者ともに未確定の場合に支出する方法であって、支出命令権者が指定する資金前渡担当者に対し、概括的に資金を交付し、交付した資金の範囲内において現金払をさせる制度である。県では多くの所属において、資金前渡による支払事務がなされており、その取り扱いについては、細心の注意をもって処理を行うべきである。

しかし、令和6年度定期監査において、資金前渡及び郵便切手等に係る不適切な事務処理が散見された。

このような状況を踏まえ、前渡資金の取り扱いや管理体制について、合规性や内部統制の有効性等の視点から調査し、今後、資金前渡及び郵便切手等に係る事務処理が適正に行われることを目的として、監査を実施した。

5 委員実地監査実施日

令和7年12月16日～令和8年1月22日

6 監査等の実施内容

財務監査（定期監査）

令和6年度の事務事業を対象として、奈良県監査基準(令和2年3月10日決定)に準拠し次の事項別基準に基づいて監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 執行体制
- (2) 事務事業
- (3) 予算の執行
- (4) 収入
- (5) 支出
- (6) 契約
- (7) 工事
- (8) 補助金等
- (9) 財産
- (10) 物品
- (11) 公用車
- (12) 切手等

7 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項								注意事項								意見		合計	
	執行体制	予算執行	収入	支出	契約	補助金等	財産	物品	執行体制	予算執行	収入	支出	契約	補助金等	物品	公用車	切手等	執行体制		契約
知事公室																				0
総務部				2													1			3
地域創造部			1	2	3					1									1	8
こども・女性局		1		1	1															3
福祉医療部																		1		1
医療政策局													1							1
産業部				2						1										3
観光局			1		1							1								3
食農部												1								1
県土マネジメント部	2	6		4	5		2		1	2	1	1	1							25
まちづくり推進局				1								1								2
教育委員会		3		2	3					1		3	3				1			16
行政委員会																				0
警察本部										1						1				2
小計	2	10	2	14	13	0	2	0	1	6	1	7	5	0	0	1	2	1	1	68
合計	43 (46)								23 (38)								2 (0)		68 (84)	

※ () 内の数字は、昨年度第2回報告（令和6年12月～令和7年1月定期監査分）の件数
 ※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

※定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法、不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもので、次のいずれかに該当する場合

- ① 法令、条例、規則、通達及び通知に違反するもののうち重大なもの
- ② 書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③ 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④ 著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤ 著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥ 著しく有効性を欠くもの
- ⑦ 誤りを生じている事項で一定額（一定数値）以上のもの
- ⑧ 前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨ 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正・改善を求めるもので、次のいずれかに該当する場合

- ① 過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ② 指摘の区分に該当する事項であるがその原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③ 誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④ 前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から、今後見直しの必要があると認め、次のいずれかに該当する場合

- ① 経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ② 改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度の改善の検討が必要な事項

4 口頭指導事項

軽微な誤り等で、かつ、速やかに是正又は改善されることが確実なもの

なお、上記以外でも社会通念上又は県民目線を見て、改善や見直しが必要と判断される場合、その内容等に応じて意見事項又は口頭指導事項とすることがある。

(2) 指摘事項等の内容別

(ア) 指摘事項(43件)

項目		内容	件数	対象所属
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	2	奈良土木事務所、高田土木事務所
予算の執行	予算の執行	予算の不適切な執行管理について	2	道路マネジメント課、吉野土木事務所
		過年度支出の発生について	1	郡山土木事務所
		支払遅延による過年度支出の発生について	1	高田子ども家庭相談センター
		過誤納金による過年度支出の発生について	1	西和養護学校
		資金前渡に係る不適切な事務処理及び過年度支出の発生について	1	教育研究所
		歳入科目の誤りについて	1	郡山高等学校
		支出科目の誤りについて	2	郡山土木事務所、中和土木事務所
		工事請負費の繰越額の誤り及び支出更正に係る不適正な事務処理について	1	吉野土木事務所
収入	収入の調定	公園施設使用料及び行政財産使用料等の調定事務の遅延について	1	奈良公園事務所
	収入事務	消込不能訂正に係る不適切な事務処理について	1	万葉文化館
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	7	なら歴史芸術文化村、民俗博物館、産業振興総合センター、産業会館、ヘリポート管理事務所、県営住宅管理事務所、西和養護学校
	支出命令	需用費の二重払いについて	2	自動車税事務所、奈良土木事務所
		労働保険料の支出に係る不適切な事務処理について	1	キャリア・ワーク・サクセスセンター

		源泉所得税の納付遅延について	1	五條土木事務所
		源泉所得税の源泉徴収事務の誤りにについて	1	郡山土木事務所
		立替払による支出について	1	精華学院
		資金前渡に係る不適切な事務処理及び支払遅延に対する遅延利息の発生について	1	郡山高等学校
契約	入札手続き	不適切な入札手続について	2	美術館、吉野土木事務所
	随意契約	委託契約における不適切な分割発注について	1	奈良養護学校
	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	8	万葉文化館、橿原考古学研究所、精華学院、高田土木事務所、吉野土木事務所、五條土木事務所、国際高等学校、橿原高等学校
		支出負担行為並びに契約書作成の遅延及び未作成について	1	奈良公園事務所
契約保証金	契約保証金免除に係る不適切な事務処理について	1	吉野土木事務所	
財産	県有財産の管理	公有財産の不適切な管理について	2	中和土木事務所、五條土木事務所

(イ) 注意事項(23件)

項目		内容	件数	対象所属
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	1	吉野土木事務所
予算の執行	予算の執行	会計年度を誤った支出について	1	奈良高等学校
		支出科目の誤りについて	5	万葉文化館、産業振興総合センター、奈良土木事務所、高田土木事務所、高田警察署
収入	収入の調定	河川占用料の調定事務の遅延について	1	高田土木事務所
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	1	郡山土木事務所
	支出命令	需用費の二重払いについて	2	奈良公園事務所、大淀養護学校
		需用費の誤払いについて	1	郡山高等学校
		役務費の誤払いについて	1	なら食と農の魅力創造国際大学校
	その他	資金前渡に係る不適切な事務処理について	1	県営住宅管理事務所
		通勤手当の誤認定について	1	五條高等学校
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	4	中和土木事務所、教育研究所、王寺工業高等学校、高田高等学校
	その他	長期継続契約に係る不適切な契約手続について	1	食品衛生検査所
公用車	公用車使用中の事故による損傷	公用車使用中の事故による損傷について	1	高田警察署
切手等	郵便切手等の保有	郵便切手の過大な保有について	2	奈良県税事務所、教育研究所

(ウ) 意見事項(2件)

項目		内容	件数	対象所属
執行体制	執行体制	聴覚障害者支援センターのあり方について	1	障害福祉課
契約	入札手続き	業務委託契約に係る品質確保の方策について	1	樞原考古学研究所

(3) 所属別

(ア) 本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
福祉医療部	障害福祉課（一般社団法人奈良県聴覚障害者協会に対する実地監査で意見事項となる。）	令和7年 12月23日	聴覚障害者支援センターのあり方について 聴覚障害者支援センターは、平成24年9月の設立当初から指定管理者制度を導入し、聴覚障害者の自立及び社会参加の促進を支援すべく様々な事業が行われてきている。この間、聴覚障害者を取り巻く環境は大きく変化し、また、聴覚障害者のニーズにも変化が生じている。 については、来年度の指定管理者の選定に向け、当事者団体等の意見聴取を行うとともに、県の聴覚障害者施策における当センターの位置づけ及び業務内容の見直しについて検討されたい。 (意見事項)
県土マネジメント部	道路マネジメント課（吉野土木事務所に対する実地監査で指摘事項となる。）	令和7年 12月16日	予算の不適切な執行管理について 令和6年度の吉野土木事務所における災害復旧工事に係る委託契約について、正当な歳出科目（委託料）で予算の令達依頼を行うべきであったのに、誤った歳出科目（工事請負費）で予算を令達依頼したことから、吉野土木事務所において、支出済みの経費の一部を工事請負費に更正していた事例が2件（更正額合計 11,398,200円）認められた。 今後は、奈良県予算規則に基づき予算の令達依頼を適切に行うべきである。 (指摘事項)
行政委員会	収用委員会事務局	令和8年 1月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

(イ) 出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	東京事務所	令和8年 1月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
総務部	キャリア・ワーク・サクセスセンター	令和8年 1月22日	労働保険料の支出に係る不適切な事務処理について 労働保険事務については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律により保険関係が成立した後に速やかに労働基準監督署へ届出し、また概算保険料の申告に基づき保険料を支払うこととされているのに、令和5年度において、会計年度任用職員に係る労働保険事務について保険関係成立届の届出、労働保険概算保険料申告書の提出及び労働保険概算保険料（20,253円）の支払が12か月以上遅延したことにより追徴金（2,000円）及び労働保険給付に対する費用徴収額（91,754円）が発生していた。 今後は、同法等に基づき、労働保険事務の適正な執行に努めるべきである。 (指摘事項)

	奈良県税事務所	令和8年 1月22日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和6年度末の郵便切手等の保有残高が当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その額が5万円を超えて多額（保有残高 72,922 円）となっていた。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。（注意事項）</p>
	中南和県税事務所	令和8年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	自動車税事務所	令和8年 1月22日	<p>需用費の二重払いについて</p> <p>令和6年度の需用費について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件（支出額 125,730 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
地域創造部	文化会館	令和8年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	美術館	令和8年 1月22日	<p>不適切な入札手続について</p> <p>工事請負契約に係る指名競争入札において、最低制限価格で入札をした6者のうち、誤って1者を無効扱いしてしまったことにより、入札手続を中止していた事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則等に基づき適正な入札事務の執行に努めるとともに、開札事務におけるチェックを強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	なら歴史芸術文化村	令和8年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計 731,500 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>

	<p>万葉文化館</p>	<p>令和8年 1月22日</p>	<p>消込不能訂正に係る不適切な事務処理について 令和6年4月分の電気料金について、事務手続の誤りにより戻入処理を行っていたが、収納時にシステムの不具合により収納金と当該戻入処理を照合できずに1件（戻入額 1,833,201円）が消込不能となった。 消込不能を解消するため、令和6年6月に照合できずに消込不能となった収納金を正しい帳票に紐付ける消込不能訂正の手続を行っていたが、需用費の戻入とすべきところ、誤って歳入である万葉文化館使用料の収入としたことにより、令和7年1月に所要の手続を行うまで、万葉文化館使用料の収入額が実際の収入額よりも1,833,201円多額になるとともに、同額の歳出が戻入されていない状態となっていた。 今後は、地方自治法施行令及び奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が12件（契約額合計 15,360,290円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が9件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が2件、③業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計 13,268,650円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出科目の誤りについて 令和6年度の特別非常勤職員の費用弁償について、経費の性質が旅費（費用弁償）であることか</p>
--	--------------	-----------------------	--

			<p>ら予算科目を旅費で支出すべきであったのに、需用費その他で支出していた事例が1件（支出額31,880円）認められた。令和6年8月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。</p> <p>また、令和6年度の特別展のワークショップに係る講師の昼食代について、経費の性質が講師の昼食代であることから予算科目を需用費食糧費で支出すべきであったのに、需用費その他で支出していた事例が1件（契約額9,000円）認められた。令和7年1月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項）</p>
	<p>橿原考古学研究所</p>	<p>令和8年 1月15日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の印刷製本契約等について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計1,843,600円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額1,744,600円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>業務委託契約に係る品質確保の方策について</p> <p>令和7年度の業務委託契約において、予定価格に比して契約金額が大幅に低い業務委託が複数件認められた。請負率の低い状況については、令和2年度以降毎年確認されていたため、改善を求めてきたところであるが、今回の監査においても改善が認められなかった。ダンピング受注（その請負代金の額によっては業務委託の適正な履行が通常見込まれない契約の締結）は、業務の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、業務に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいため、最低制限価格制度等を活用するなど、業務の品質確保に支障を来すおそれがないよう方策を検討されたい。（意見事項）</p>

	民俗博物館	令和8年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 178,200 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>
こども・女性局	女性センター	令和8年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	高田こども家庭相談センター	令和8年 1月22日	<p>支払遅延による過年度支出の発生について</p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和5年度の職員旅費（2件 12,170 円）について、令和7年5月に令和6年度予算から支出して、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>
	精華学院	令和8年 1月22日	<p>立替払による支出について</p> <p>令和6年度の寮費として支出する扶助費について、常時の費用に係るものとして資金前渡の方法により支出しているが、前渡資金が資金前渡口座に入金されるより前に、職員が立替払していた事例が1件（支出額 1,258 円）認められた。</p> <p>立替払の支出方法は、地方自治法及び同法施行令並びに奈良県会計規則にも規定がなく、法令等に違反して支出することとなるので、今後は、同法及び関係通知等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるべきである。</p> <p>（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 33,000 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除</p>

			<p>き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
福祉医療部	中和福祉事務所	令和8年 1月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	吉野福祉事務所	令和8年 1月22日	同上
	心身障害者福祉センター	令和8年 1月22日	同上
	視覚障害者福祉センター	令和8年 1月22日	同上
	藤の木学園	令和8年 1月22日	同上
医療政策局	薬事研究センター	令和8年 1月22日	同上
	食品衛生検査所	令和8年 1月22日	<p>長期継続契約に係る不適切な契約手続について</p> <p>前回の監査において、保安警備業務委託に係る長期継続契約の手続について改善を求めたところであるが、今回の監査においても、令和7年度の業務について、長期継続契約の手続を経ずに契約を締結していた事例が1件（契約額 1,372,315円）認められた。</p> <p>今後は、会計局通知等に基づき、適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>（注意事項）</p>
産業部	産業振興総合センター	令和8年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 983,059円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>

			<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和5年度の講師への謝金について、経費の性質が役務の提供に対する対価であることから予算科目を報償費で支出すべきであったのに、報酬で支出していた事例が1件（支出額 26,000 円）認められた。令和5年11月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。</p> <p>また、令和5年度の所内の樹木伐採業務に関する支払いについて、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、委託料で支出していた事例が1件（契約額 99,000 円）認められた。令和6年2月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p>
	産業会館	令和8年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が6件（契約額合計 626,850 円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が4件認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	奈良しごと i センター(高田しごと i センターを含む)	令和8年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
観光局	奈良まほろば館	令和8年 1月22日	同上
	奈良公園事務所	令和8年 1月22日	<p>公園施設使用料及び行政財産使用料等の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県立都市公園条例に基づき徴収する令和6年度の奈良公園施設使用料及び奈良県行政財産使用料条例に基づき徴収する令和6年度の行政財産使用料等について、調定及び納入の通知を納期限が経過した後に大幅に遅延して行っていた事例が9件（調定額合計 3,473,851 円）認められた。その態様の内訳は、①1か月以上3か月未満の事例が7件、②3か月以上の事例が2件(最長で10か月経過)となっていた。</p> <p>今後は、同条例等に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>

			<p>支出負担行為の遅延並びに契約書作成の遅延及び未作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が8件（契約額等合計 75,431,340円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が3件、③業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計 20,251,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略する場合を除き、遅滞なく契約書を作成しなければならないとされているが、上記のうち1件（契約額 3,745,940円）では、契約書を作成していなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>需用費の二重払いについて</p> <p>令和6年度の需用費について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件（支出額 369,600円）認められた。令和6年7月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p>
食農部	北部農業振興事務所	令和8年 1月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	中部農林振興事務所	令和8年 1月22日	同上

	東部農林振興事務所	令和8年 1月22日	同上
	南部農林振興事務所	令和8年 1月22日	同上
	なら食と農の魅力創造国際大学校	令和8年 1月22日	役務費の誤払いについて 令和6年度の役務費について、相手方を誤って支出した事例が1件（誤払い額 88,000 円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）
	畜産技術センター	令和8年 1月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
県土マネジメント部	奈良土木事務所	令和8年 1月8日	需用費の二重払いについて 令和5年度の需用費について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件（支出額 671,000 円）認められた。令和6年10月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項） 内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について指摘事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、支出事務等について、不適正な事務処理が多数認められた。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項） 支出科目の誤りにについて 令和6年度の道路舗装補修材の購入について、経費の性質が道路補修用の材料であることから予算科目を原材料費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が3件（契約額合計 220,000 円）認められた。令和6年8月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項）

	郡山土木事務所	令和8年 1月8日	<p>過年度支出の発生について 地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和5年度の使用料(1件1,980円)について、令和6年11月に令和6年度予算から支出して、過年度支出となっていた。 今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出科目の誤りについて 令和6年度の道路舗装補修材等の購入について、経費の性質が道路補修用の材料等であることから予算科目を原材料費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が8件(契約額合計940,126円)認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出すべきである。(指摘事項)</p> <p>源泉所得税の源泉徴収事務の誤りについて 令和5年度の委託料について源泉所得税の徴収を行っていなかった事例が1件(源泉徴収すべき額129,871円)認められた。 今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額6,110,000円)認められた。 また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記の1件では、それを行わないまま契約書を作成していた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p>
	高田土木事務所	令和7年 12月23日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出</p>

		<p>負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件（契約額合計 59,234,850 円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が3件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）、③業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が2件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち5件（契約額合計 59,218,350 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>前回の監査において、内部統制の充実について注意事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、支出事務等について、不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>河川占用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県流水占用料等に関する条例に基づき徴収する令和6年度河川占用料について、調定及び納入の通知を納期限が経過した後に大幅に遅延して行っていた事例が8件（調定額合計 27,110 円）認められた。その態様の内訳は、①1か月以上3か月未満の事例が1件、②3か月以上の事例が7件（最長で7か月经過）となっていた。</p> <p>今後は、同条例等に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和6年度の委託契約について、経費の性質が</p>
--	--	---

			<p>委託契約代金であることから予算科目を委託料で支出すべきであったのに、経費の一部を工事請負費で支出していた事例が1件（支出額 1,174,800円）認められた。令和7年4月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。</p> <p>また、令和6年度の郵便切手の購入について、経費の性質が通信運搬費であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件（契約額 39,220円）認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項）</p>
	<p>中和土木事務所</p>	<p>令和8年 1月8日</p>	<p>公有財産の不適切な管理について</p> <p>中和土木事務所の所管する道路用地及び河川区域において、電柱等の設置に使用されている部分があるのに、占有者から占有についての申出がなされないまま、占有許可及び占有料の徴収を行っていなかった事例が認められた。</p> <p>また、過年度分の不当利得について、経費の性質が返還金であることから予算科目を雑入で収納すべきであったのに、道路占有料及び河川占有料で収納していた事例が3件（収入済額合計 239,430円）認められた。</p> <p>今後は、道路法、河川法及び奈良県予算規則等に基づき、適切に公有財産の管理を行い、適正な予算科目で収納すべきである。（指摘事項）</p> <p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和6年度の工事請負契約について、経費の性質が工事請負代金であることから予算科目を工事請負費で支出すべきであったのに、経費の一部を委託料で支出していた事例が1件（支出額 6,568,100円）認められた。</p> <p>また、令和6年度の収入印紙の購入について、経費の性質が消耗品であることから予算科目を需用費で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が1件（契約額 2,000円）認められた。令和7年4月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。</p> <p>さらに、令和6年度の通信料金について、経費の性質が通信運搬費であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件（契約額 2,841円）認められた。令和7年2月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出すべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出</p>

			<p>負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が12件（契約額等合計197,793,860円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち5件（契約額合計132,068,200円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>
	宇陀土木事務所	令和7年 12月16日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	吉野土木事務所	令和7年 12月16日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が13件（契約額等合計237,078,680円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が8件、③業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち11件（契約額合計159,497,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>

		<p>予算の不適切な執行管理について 令和6年度の災害復旧工事に係る委託契約について、正当な歳出科目（委託料）で令達を受けるべきであったのに、誤った歳出科目（工事請負費）で令達を受けたことから、支出済みの経費の一部を工事請負費に更正していた事例が2件（更正額合計 11,398,200 円）認められた。 今後は、奈良県予算規則に基づき予算の令達依頼を適切に行うとともに、適正な歳出科目で執行すべきである。（指摘事項）</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について 令和6年度の工事請負契約に係る契約保証金について、免除事由を満たさない書類の添付をもって契約保証金を免除し、工事請負契約（契約額 35,798,400 円）を締結していた事例が1件認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>不適切な入札手続について 県土マネジメント部における工事請負契約等に係る一般競争入札（総合評価落札方式）においては、令和6年6月より、入札締切後に予定価格の再積算を行う必要があるが、令和6年度の工事請負契約について、再積算における算定月を誤ったため、予定価格等に誤りのあるまま開札した事例が1件（再積算後の予定価格 86,100,000 円）認められた。開札後に入札参加者へ落札候補者及び予定価格等に係る結果を通知した後、すぐに業者からの問い合わせでその誤りに気づき、所要の手続を行っていた。 今後は、奈良県契約規則等に基づき適正な入札事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>工事請負費の繰越額の誤り及び支出更正に係る不適正な事務処理について 地方自治法において、繰越明許費は歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができるが、令和6年度の秋野川堆積土砂撤去工事の前払金（2,080,000 円）について、既に支出済みであったにも関わらず、誤って翌年度への繰越額として報告を行ったことにより、繰越事由がないにも関わらず繰越を行っていた事案が認められた。 また、上記前払金について、出納整理期間中に年度更正をして令和7年度明許予算へ支出更正を行うことにより、繰越額との整合性を図っていた。 今後は、同法、奈良県会計規則等に基づき、適</p>
--	--	--

			<p>正な繰越事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>
	<p>五條土木事務所</p>	<p>令和7年 12月23日</p>	<p>公有財産の不適切な管理について 五條土木事務所の所管する道路用地において、電柱等の設置に使用されている部分があるのに、占有者から占有についての申出がなされないまま、占有許可及び占有料の徴収を行っていなかった事例が認められた。 また、過年度分の不当利得について、経費の性質が返還金であることから予算科目を雑入で収納すべきであったのに、道路占有料で収納していた事例が4件(収入済額合計 129,590円)認められた。 今後は、道路法及び奈良県予算規則等に基づき、適切に公有財産の管理を行い、適正な予算科目で収納するべきである。 (指摘事項)</p> <p>源泉所得税の納付遅延について 令和5年度の委託料について、源泉徴収済みの源泉所得税の税務署への払出を行っていなかったことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件(納付すべき額 1,386,848円)認められた。また、これに伴い、延滞税(2,800円)が発生していた。 今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の備品購入契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 4,407,590円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p>

			<p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 4,308,700 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	へりポート管 理事務所	令和8年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の備品購入契約について、納品後に支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 564,300 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	流域下水道セ ンター	令和8年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
まちづくり推 進局	県営住宅管理 事務所	令和8年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 149,960 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>資金前渡に係る不適切な事務処理について</p> <p>資金前渡職員が行う自動口座振替による公共料金等の支払においては、6月分以内の金額を予定して交付し、精算時にその残金を同一会計年度の支払のため繰越することが認められているが、令和6年度の電気及び水道料金について、4月から9月分の精算時に支払に要した経費の残金を繰越額とすべきであるのに全額執行したものと精</p>

			<p>算し、10月から翌年3月分の精算時には、支払に要した経費より繰越額を減じた金額を精算額としていた事例が認められた。</p> <p>また、上記のうち4月から9月分の水道料金の精算においては、交付された経費の支払完了後に精算を行い、10月から翌年3月分までの予定金額を追加で交付するべきであるのに、精算を行うより前に交付していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、支出事務の適正な執行に努められたい。 (注意事項)</p>
教育委員会	教育研究所	令和8年 1月22日	<p>資金前渡に係る不適切な事務処理及び過年度支出の発生について</p> <p>令和6年2月分のモバイルルータ使用(12,232円)について、令和5年度予算により資金前渡された資金が引落日後に口座に入金されたため、口座振替不能となり、令和5年度の出納整理期間中に支払いが行われず、その資金の精算が1ヶ月以上遅延していた。また、地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和6年2月分のモバイルルータ使用料の支払は、令和6年7月に令和6年度予算から支出して、過年度支出となっていた。</p> <p>また、令和6年4月分の電気料金(6,403円)について、資金前渡の手続を遅延したことにより資金前渡口座への入金ができなかったが、同口座に残っていた令和6年2月分のモバイルルータ使用料の前渡資金から支払っていた事例が認められた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則及び奈良県会計規則等に基づき適時、適正な事務の執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実行性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額1,500,000円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p>

		<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> <p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和6年度末の郵便切手等の保有残高が当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その額が5万円を超えて多額（保有残高 67,250 円）となっていた。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>
社会教育センター	令和8年 1月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
奈良高等学校	令和8年 1月22日	<p>会計年度を誤った支出について</p> <p>地方自治法において各会計年度における歳出はその年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和5年度の共済費について、令和6年度予算から支出していた事例が1件（契約額 26,628 円）認められた。令和6年5月にその誤りに気づき、所要の手続を行っていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
高円芸術高等学校	令和8年 1月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
国際高等学校	令和8年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 60,500 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p>

			<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	国際中学校	令和8年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	生駒高等学校	令和8年 1月22日	同上
	郡山高等学校	令和8年 1月22日	<p>歳入科目の誤りについて 令和6年度の高等学校授業料について、経費の性質が授業料であることから予算科目（節）を高等学校授業料で収納すべきであったのに、高等学校等使用料で収納していた事例が16件（収入済額合計 792,000 円）認められた。 今後は奈良県予算規則に従い、適正な予算科目（節）で収納すべきである。（指摘事項）</p> <p>資金前渡に係る不適切な事務処理及び支払遅延に対する遅延利息の発生について 令和6年度の公共料金について、資金前渡の手続が遅延したことにより資金前渡口座への入金が遅れたため、別の公共料金の支払のために同口座に入金していた前渡資金から支払っていた事例が3件（合計金額 210,730 円）認められた。その態様の内訳は、①役務費（4月分電話代）に係る支払を誤って需用費（4月分電気代）から支払っていた事例が1件、②需用費（5月分水道料金）に係る支払を誤って需用費（4月分電気代）から支払っていた事例が2件となっていた。 また、上記の4月分電気代については、同口座の残高不足で支払期限日を超過したため、支払遅延に対する延滞利息（延滞利息額 926 円）が生じていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>需用費の誤払いについて 令和6年度の需用費について、相手方を誤って支出した事例が1件（誤払い額 23,490 円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>
	大和中央高等学校	令和8年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>

	法隆寺国際高等学校	令和8年 1月22日	同上
	西和清陵高等学校	令和8年 1月22日	同上
	二階堂高等学校	令和8年 1月22日	同上
	橿原高等学校 (畝傍寮を含む)	令和8年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 290,140円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	畝傍高等学校 (かぐやま寮を含む)	令和8年 1月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	商業高等学校	令和8年 1月22日	同上
	桜井高等学校	令和8年 1月22日	同上
	宇陀高等学校	令和8年 1月22日	同上
	王寺工業高等学校	令和8年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 265,550円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当</p>

			<p>該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p>
香芝高等学校	令和8年 1月22日		<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
高田高等学校	令和8年 1月22日		<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の修繕工事契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 1,556,500円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p>
御所実業高等学校	令和8年 1月22日		<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
五條高等学校	令和8年 1月22日		<p>通勤手当の誤認定について</p> <p>通勤手当の支給について、認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が1件(過支給額 20,000円)認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>
盲学校	令和8年 1月22日		<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
ろう学校	令和8年 1月22日		同上

奈良養護学校	令和8年 1月22日	<p>委託契約における不適切な分割発注について</p> <p>令和5年度及び令和6年度の委託契約について、委託内容からみて密接に関連して一体的発注が妥当と考えられ、競争入札に付すべき委託契約を複数件に分割し、分割した各委託契約の予定価格が随意契約によることができる上限額100万円をそれぞれ下回るとして、随意契約により単価契約を行っていた事例が7件（支出額合計6,313,400円）認められた。</p> <p>今後は、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則に基づき、事前に十分に検討を行い、契約事務の適正な執行に努めるべきである。（指摘事項）</p>
奈良東養護学校	令和8年 1月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
高等養護学校	令和8年 1月22日	同上
明日香養護学校	令和8年 1月22日	同上
西和養護学校	令和8年 1月22日	<p>過誤納金による過年度支出の発生について</p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和5年度の報酬の過払いに伴い過誤納となっていた控除金（雇用保険料本人負担分75円）について、戻出するための確認処理ができていなかったため、令和5年度歳入から戻出することができず、令和6年度歳出予算から支出して、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和6年度の修繕工事契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額987,800円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
大淀養護学校	令和8年 1月22日	<p>需用費の二重払いについて</p> <p>令和6年度の需用費について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件（支出額19,485円）認められた。</p>

			円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)
警察本部	奈良西警察署	令和8年 1月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	生駒警察署	令和8年 1月22日	同上
	郡山警察署	令和8年 1月22日	同上
	西和警察署	令和8年 1月22日	同上
	天理警察署	令和8年 1月22日	同上
	桜井警察署	令和8年 1月22日	同上
	橿原警察署	令和8年 1月22日	同上
	高田警察署	令和8年 1月22日	支出科目の誤りについて 令和6年度の車両運搬費用について、経費の性質が運搬費であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件(契約額 33,000 円)認められた。令和7年5月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。(注意事項) 公用車使用中の事故による損傷について 公用車の使用中の事故による損傷(合計5件、県側損害額0円、うち県側過失割合100%のもの3件)が認められた。 公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。(注意事項)
	香芝警察署	令和8年 1月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
吉野警察署	令和8年 1月22日	同上	

(ウ) 監査重点事項の結果

会計事務に係る進捗管理状況については、226所属のうち89所属が会計事務におけるスケジュールを作成、共有しており、5所属が作成しているが共有していない、132所属が作成していない結果となった。進捗管理不足による指摘事項等があった68所属のうち、26所属が会計事務におけるスケジュールを作成、共有していたが、それを十分活用されていない状況となっていた。

進捗管理にかかる取組事例としては、年度当初に定期的な委託料や工事請負費等について、進捗管理シートを作成し随時更新しながら進捗管理を実施したり定期的な会議での情報共有により、遅延防止のための対策に取り組まれているので、その徹底を図りたい。

資金前渡に係る事務処理については、指摘事項等として報告すべき事項が3件、注意事項等として報告すべき事項が1件認められた。郵便切手等に係る事務処理については、注意事項等として報告すべき事項が8件認められた。

(エ) 監査の総括

令和7監査年度においては、昨年度に比べ指摘事項等の件数は減少したものの「源泉所得税等の徴収事務の誤り及び納付遅延」が増加し、「不適切な分割発注」が検出されたほか、「支出負担行為の遅延、二重払、誤払、過年度支出」が多数発生するなど、不適正な事務処理が発生していた。

源泉所得税等の徴収事務については、過去にも税務署の税務調査及びそれを受けての全庁調査の結果、一部所属において、所得税の源泉徴収が行われていない事案が判明し、各所属において、今後同様の事態が生じることがないように、十分留意の上、会計事務処理を行うよう、平成24年12月5日付け会局会第77号「所得税の源泉徴収の適正な会計処理について」会計局から通知されたところであるが、再度の徹底が必要である。

また、不適切な分割発注は、過去に令和元年度の県立高田高等学校の耐震関連工事、令和2年度の県立王寺工業高等学校の焼却炉解体関連工事を対象とした住民監査請求が提出され、県立王寺工業高等学校の工事では住民訴訟の提訴に至っている。

契約事務の執行については、会計関連法令等に基づき適正な契約事務の執行を徹底するよう、繰り返し注意喚起が行われているが、令和4年3月23日付け会局総第183号「契約事務の適正な執行について」会計局の通知の内容をあらためて徹底されたい。

監査結果の指摘事項等の件数を見ると、1所属あたりの指摘事項等の件数では、本庁に比べ出先機関が依然として高く、特定の出先機関で多数発生している事例が散見される。

指摘事項等の要因としては、担当職員の知識、経験の不足や会計規則等の認識不足だけでなく、「所属としての進捗管理・チェック体制が不十分であること」や「職員の病気休暇等による人員不足・引き継ぎの不備」といった、リスク管理が徹底なされていないことによるものが見られる。

県では、働き方改革による労働時間の削減や、職員採用試験に SPI 型試験を導入し多様な人材の確保に努めているところであるが、引き続き業務量に応じた適正な人員配置を進め、リスク管理を図っていく必要がある。

また、出先機関では、各機関において同様の会計事務等を実施している場合があるが、それらの事務に多数の指摘事項等が発生している。出先機関の事務の集約化、委託等さらなる業務の効率化及び適正化に向けた検討を進められたい。

第2 工事監査

1 監査の実施方針

工事監査は、定期監査において工事の計画、設計、契約、施工、検査、支払いなどを監査する外、特に令和7監査年度の監査の対象期間内の施工中の工事を対象として、主として合規性の観点から、その施工が予算の目的に従い、設計どおり適正に行われているかなどに着眼して、併せて、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施する。

施工中の工事を対象とする工事監査の実施に当たっては、予算規模、工事内容、進捗度、社会的影響度等を勘案して監査対象の工事を選定する。

2 委員実地監査実施日

令和7年11月13日

3 監査対象工事

道路建設課

一般国道169号 道路改良工事(補強土壁工事)(防災・安全交付金事業(道路改良))
高市郡高取町松山・清水谷他地内

[工事概要]

高取バイパス整備により、一般国道169号の混雑緩和を図るとともに、京奈和自動車道から世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとする県南部の観光地へのアクセス性向上を図る(暫定2車線)。

清水谷高架橋(A2橋台)から終点部(大淀町側)の本線部分の嵩上げ(盛土)工事及びオンランプ、オフランプを形成する補強土壁工事(テールアルメ工法)。

工事概要：工事延長L=411m、補強土壁工(テールアルメ) L=287m

契約工期：令和7年1月7日～令和8年1月30日

契約金額：255,827,000円

4 監査の結果

工事に関する事務等の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

第3 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金等の4分の1以上を出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が出資目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどに着眼して、監査を実施した。

2 監査実施状況（単位：団体）

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合計
7	0	3	10

※県が資本金等の4分の1以上を出資している法人（出資団体）であって、かつ、県が補助金等の財政的援助を与えているものについては、出資団体に分類した。

3 監査の結果

(1) 指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合計
4	1	2	7

(2) 指摘事項等の内容別

指摘事項（4件）

項目	内容	件数	対象団体
支出	源泉所得税の納付遅延について	1	公立大学法人奈良県立医科大学
支出	厚生年金保険料の過払いについて	1	地方独立行政法人奈良県立病院機構
	住民税の過納付について	1	
	修繕工事契約に係る不適切な事務処理について	1	

注意事項（1件）

項目	内容	件数	対象団体
支出	報酬の誤払いについて	1	公立大学法人奈良県立大学

意見事項（2件）

項目	内容	件数	対象団体
決算	経営改善の取組について	1	地方独立行政法人奈良県立病院機構
決算	経営改善について	1	奈良市場冷蔵株式会社

4 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	公立大学法人奈良県立医科大学	実施年月日	令和8年1月15日
-----	----------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、大学を設置し、及びこれを管理することにより、医学、看護学及びこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与する。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 20,066,173,000 円は、全額県の出資

イ 令和6年度の補助金等は次のとおりである。

公立大学法人奈良県立医科大学運営費交付金	4,950,619,000 円
中期目標達成促進補助金等	10,406,119,157 円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	43,025,562,580	固定負債	22,216,633,225
流動資産	16,238,137,449	流動負債	16,175,089,290
		負債合計	38,391,722,515
		資本金	20,066,173,000
		資本剰余金	3,168,662,868
		繰越欠損金	△2,362,858,354
		純資産合計	20,871,977,514
合 計	59,263,700,029	合 計	59,263,700,029

損益計算書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	62,114,002,153	経常収益	60,023,082,818
臨時損失	207,747,343	臨時利益	7,756,608
総費用合計(a)	62,321,749,496	総収益合計(b)	60,030,839,426
当期純利益(b)-(a)=(c)	△2,290,910,070	前期繰越欠損金(d)	△71,948,284
次期繰越欠損金(c)+(d)	△2,362,858,354		

(4) 監査の結果

源泉所得税の納付遅延について（指摘事項）

令和6年5月に支払った謝金について、源泉徴収済みの源泉所得税の税務署への納付を行っていなかったことにより、源泉所得税の納付が6か月以上遅延していた事例が1件（納付すべき額 54,251円）認められた。

今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

団体名	地方独立行政法人奈良県立病院機構	実施年月日	令和8年1月19日
-----	------------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、県民にとって最良の医療・サービスを提供するとともに、医療に従事する者に対する教育及び研修を通じて医療の質の向上を図ることにより、地域の医療の発展に貢献し、もって生涯にわたって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 1,642,997,255円は、全額県の出資

イ 令和6年度の補助金等は、次のとおりである。

地方独立行政法人奈良県立病院機構運営費負担金 3,073,425,000円

小児科病院輪番体制参加病院運営費補助金等 319,424,912円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	30,769,429,387	固定負債	41,406,551,815
流動資産	7,880,617,252	流動負債	14,906,931,516
		負債合計	56,313,483,331
		資本金	1,642,997,255
		繰越欠損金	△19,306,433,947
		純資産合計	△17,663,436,692
合 計	38,650,046,639	合 計	38,650,046,639

損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	41,353,229,220	営業収益	39,536,335,503
営業外費用	2,035,966,533	営業外収益	377,042,898
臨時損失	2,091,430,115	臨時利益	9,287
総費用合計(a)	45,480,625,868	総収益合計(b)	39,913,387,688
当期純利益(b)-(a)=(c)	△5,567,238,180	前期繰越欠損金(d)	△13,739,195,767
次期繰越欠損金(c)+(d)	△19,306,433,947		

(4) 監査の結果

厚生年金保険料の過払いについて（指摘事項）

法人本部事務局において、令和6年4月から令和7年4月の給与に係る厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法に基づき徴収される厚生年金保険料の事業主負担分について、金額を誤って支出していた事例（過払い額 585,778,882円）が認められた。

今後は、地方公務員等共済組合法等に基づき、適正な支払事務の執行に努めるべきである。

住民税の過納付について（指摘事項）

総合医療センターにおいて、令和5年度及び令和6年度に職員の給与から徴収した住民税を市町村へ納付するにあたり、市町村から届いた税額変更通知の処理を怠ったため、誤った金額を納付していた事例が13件（過納付額 688,600円）認められた。

今後は、適正な住民税の特別徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

修繕工事契約に係る不適切な事務処理について（指摘事項）

令和6年度の修繕工事契約について、地方独立行政法人奈良県立病院機構会計規程及び地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程により契約を締結しようとするときは、契約の相手方は、契約書の作成を省略する場合を除き、落札の日又は随意契約の通知を受けた日から5日以内に契約責任者とともに契約書を作成し、これに記名押印しなければならないとされているが、契約書を作成しないまま工事を実施し、完了していた事例が3件（契約額合計 23,786,950円）認められた。

上記のうち2件（契約額合計 22,371,250円）では、工事完了後に契約を締結していたものの実際の工事の履行期間とは異なる履行期間で契約書を作成しており、1件（契約額 1,415,700円）については、契約書を作成していなかった。

今後は、同規程に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど実効性のある内部統制の整備に取り組み、不適切な事務処理の再発防止に努めるべきである。

経営改善の取組について（意見事項）

令和6年度の決算では、医師の働き方改革への対応等による人件費や物価高騰による医薬材料費等の増により、営業費用が増加したものの、病床稼働率の向上や入院単価の上昇等による営業収益の増加が上回ったため、営業損益は前年度と比べ7億6,757万円改善したが、18億1,689万円の赤字となった。これに営業外収益及び営業外費用を含めた経常損失は34億7,582万円となり、減損損失等による臨時損益△20億9,142万円を合わせた当期純損失は55億6,724万円となり、前年度より13億4,317万円増加した。

その結果、令和6年度末の累積欠損金は193億643万円となり、法人の経営状況は依然として厳しい状況が続いている。これらの状況から、資金繰りについても厳しい状況が続いており、現金不足を解消するための短期借入金の令和6年度末残高は73億円となっている。

法人では、令和6年3月に令和6年度から5年を計画期間とする第3期中期計画を定めていたが、収支改善に向けた一層の取組が必要なことから、人件費削減を含む収支改善策を策定し、令和7年7月に中期計画の改定を行った。

設立団体である県は、法人の資金不足を改善し経営の安定化を図り、その間に経営改善の道筋をつけるため、令和7年4月に40億円の長期貸付を行ったところである。

法人が運営する奈良県総合医療センター、奈良県西和医療センター及び奈良県総合リハビリテーションセンターは、高度専門医療と地域医療連携を担う奈良県の医療提供体制の柱であり、県民の健康を支える砦として重要な役割を担っている。引き続き、中期計画に沿った質の高い医療の提供及び経営健全化に取り組むとともに、県と十分に議論を尽くして持続可能な法人のあり方を検討されたい。

団体名	公立大学法人奈良県立大学	実施年月日	令和8年1月22日
-----	--------------	-------	-----------

（1） 団体設立の目的

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき、大学を設置することにより、教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

（2） 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 2,961,245,606円は、全額県の出資

イ 令和6年度の補助金等は、次のとおりである。

公立大学法人奈良県立大学運営費交付金	294,503,000円
公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金等	649,188,850円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	2,980,705,437	固定負債	60,217,837
流動資産	384,671,361	流動負債	285,864,845
		負債合計	346,082,682
		資本金	2,961,245,606
		資本剰余金	△335,477,097
		利益剰余金	393,525,607
		純資産合計 (資本合計)	3,019,294,116
合 計	3,365,376,798	合 計	3,365,376,798

損益計算書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	1,404,730,301	経常収益	1,442,558,265
臨時損失	2	臨時利益	0
合 計	1,404,730,303	合 計	1,442,558,265
当期純利益	37,827,962		

(4) 監査の結果

報酬の誤払いについて (注意事項)

令和5年度の報酬について、金額を誤って支出した事例が1件(支給不足額74,000円)認められた。

今後は、公立大学法人奈良県立大学会計規程等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。

団体名	公益財団法人奈良県地域産業振興センター	実施年月日	令和8年1月22日
-----	---------------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

奈良県において新事業の創出、県内企業の経営基盤の強化、産業技術の高度化等を図るための総合的な支援を行い、もって地域経済の振興発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 5,000,000 円は、全額県の出捐

イ 令和6年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県地域産業振興センター事業補助金

163,921,059 円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,188,742,492	流動負債	417,278,686
固定資産	400,542,329	固定負債	700,099,270
		負債合計	1,117,377,956
		指定正味財産	297,146,482
		一般正味財産	174,760,383
		正味財産合計	471,906,865
合 計	1,589,284,821	合 計	1,589,284,821

正味財産増減計算書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	550,802,724	経常収益	544,271,135
経常外費用	0	経常外収益	2,916,000
合 計	550,802,724	合 計	547,187,135
一般正味財産増減額	△3,615,589		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	公益財団法人奈良県食肉公社	実施年月日	令和8年1月19日
-----	---------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

食肉センターにおける施設管理及びと畜業務を適切かつ効率的に行うことにより、衛生的な食肉の供給と取引の適正化並びにその流通の円滑化を図り、畜産振興と県民食生活の向上に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産 1,177,000,000 円のうち、750,000,000 円（約 63.7%）を出捐
- イ 令和 6 年度の補助金等は、次のとおりである。

(公財) 奈良県食肉公社運営補助金 413,556,000 円

(3) 財務の状況

貸借対照表
令和 7 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	30,739,186	流動負債	110,971,628
固定資産	3,151,542,565	固定負債	174,498,841
		負債合計	285,470,469
		指定正味財産	1,177,000,000
		一般正味財産	1,719,811,282
		正味財産合計	2,896,811,282
合 計	3,182,281,751	合 計	3,182,281,751

正味財産増減計算書

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	511,513,439	経常収益	464,271,100
経常外費用	2	経常外収益	2,500,000
合 計	511,513,441	合 計	466,771,100
一般正味財産増減額	△44,742,341		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター	実施年月日	令和 8 年 1 月 2 2 日
-----	----------------------	-------	------------------

(1) 団体設立の目的

暴力団員による不当な行為を防止するための広報活動等を推進し、暴力団員による

不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

基本財産 768,510,000 円のうち、561,800,000 円 (約 73.1%) を出捐

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和 7 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,035,553	流動負債	1,093,151
固定資産	816,877,782	固定負債	8,487,016
		負債合計	9,580,167
		指定正味財産	768,510,000
		一般正味財産	39,823,168
		正味財産合計	808,333,168
合 計	817,913,335	合 計	817,913,335

損益計算書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動支出	21,985,662	事業活動収入	27,082,469
投資活動支出	6,626,773	投資活動収入	0
当期支出合計(a)	28,612,435	当期収入合計(b)	27,082,469
当期収支差額 (b) - (a)	△1,529,966		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	奈良市場冷蔵株式会社	実施年月日	令和 8 年 1 月 1 9 日
-----	------------	-------	------------------

(1) 団体設立の目的

奈良県中央卸売市場開設にあたり、中央卸売市場の運営上不可欠な冷蔵庫施設の運営等を行うため、冷蔵及び凍結事業、凍氷の販売、第一種貨物利用運営事業及び附帯する事業等を営むことを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

資本金 10,000,000 円のうち、4,900,000 円 (49.0%) が県の出資

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和 7 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	54,588,716	流動負債	78,708,006
固定資産	69,639,085	固定負債	43,797,364
		負債合計	122,505,370
		株主資本	1,722,431
合 計	124,227,801	合 計	124,227,801

損益計算書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	227,478,904	売上高	225,984,055
営業外費用	2,503,267	営業外収益	926,853
法人税、住民税及び事業税	71,000	特別利益	4,067,102
合 計	230,053,171	合 計	230,978,010
当期純利益	924,839		

(4) 監査の結果

経営改善について（意見事項）

奈良市場冷蔵（株）において、令和 3 年度の決算では 9,659 千円の純損失が発生していたが、令和 4 年度以降は利益が生じており、令和 6 年度は 924 千円の純利益となっている。ただし、中央卸売市場施設使用料については、経営状態を鑑み、全額減免されている状況にある。

令和 2 年 7 月に経営改善計画を策定し、経営改善に取り組んでいるところであるが、引き続き経営改善に努められたい。

団体名	指定管理者 一般社団法人奈良県聴覚障害者協会	実施年月日	令和 7 年 1 2 月 2 3 日
-----	---------------------------	-------	--------------------

(1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 奈良県聴覚障害者支援センター

イ 指定管理業務の主な内容

- ・ 奈良県聴覚障害者支援センター条例第 2 条各号に掲げる事業の実施に

関する業務

- ・ 奈良県聴覚障害者支援センターの施設等の維持管理に関する業務
- ・ 奈良県聴覚障害者支援センターの利用の促進に関する業務

ウ 指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

エ 指定管理委託料 31,265,000円（令和6年度）

（2）監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納その他の事務の執行については、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	指定管理者 奈良新県営プールPFI株式会社	実施年月日	令和8年1月19日
-----	--------------------------	-------	-----------

（1）公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 まほろば健康パーク

イ 指定管理業務の主な内容

まほろば健康パーク施設の維持管理業務及び運営業務

ウ 指定期間 平成26年7月1日～令和11年3月31日

エ 指定管理委託料 123,123,485円（令和6年度）

（2）監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納その他の事務の執行については、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	指定管理者 平城京魅力創造プロジェクト__市	実施年月日	令和8年1月22日
-----	---------------------------	-------	-----------

（1）公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 平城宮跡歴史公園

イ 指定管理業務の主な内容

- ・ 平城宮跡歴史公園内施設の管理・運営に関すること
- ・ 誘客促進業務の管理・運営に関すること

ウ 指定期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日

エ 指定管理委託料 132,000,000円（令和6年度）

（2）監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納その他の事務の執行については、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。